Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント

投資信託説明書（交付目論見書）

使用開始日
2024年9月4日

毎月決算型

シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）

Aコース（為替ヘッジなし）／Bコース（為替ヘッジあり）
愛称「グランツール」

追加型投信／内外／資産複合

ファンド名	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
Aコース	追加型	内外	資産複合	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券等）））	年12回（毎月）	グローバル（日本を含む）	ファミリーファンド	なし
Bコース								あり（限定ヘッジ）

※上記属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。
※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、「一般社団法人投資信託協会」のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）をご覧ください。

■ 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
■ この目論見書により行う、シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）、シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の募集については、発行者であるシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月3日に関東財務局長に提出し、2024年9月4日にその届出の効力が生じています。

委託会社［ ファンドの運用の指図を行う者 ］

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第90号

- 設　立：1991年12月20日
- 資本金：4億9千万円（2024年6月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：約4,537億円（2024年6月末現在）
- グループ会社全体の運用総額：7,506億英ポンド（約135兆円）
（2023年12月末現在、1英ポンド＝179.72円換算）

照会先
インターネットホームページ
http://www.schroders.co.jp/
電話番号
03-5293-1323［受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで］

受託会社［ ファンドの財産の保管および管理を行う者 ］

三井住友信託銀行株式会社

■ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、左記委託会社の照会先までお問い合わせください。
■ファンドに関する金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は左記委託会社のインターネットホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
■ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
■ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において固有財産等と分別管理されています。
■請求目論見書は販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分お読みください。

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として複数のインカムアセット（世界の高配当株式や債券等）に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指した運用を行います。

「シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）　Aコース（為替ヘッジなし）」、「シュローダー・インカムアセット・アロケーション（毎月決算型）　Bコース（為替ヘッジあり）」を以下、それぞれ「Aコース（為替ヘッジなし）」、「Bコース（為替ヘッジあり）」、総称して、または各々を指して「ファンド」という場合があります。

ファンドの特色

① 世界の債券や高配当株式など、魅力的な利回りが期待できる資産「インカムアセット」に投資します。

② 市場環境の変化や価格下落リスクに留意し、資産配分を柔軟に変更することで、安定的な運用成果を目指します。

③ アセット・アロケーション運用において豊富な経験を有する、シュローダー・グループの運用力とグローバル・ネットワークを最大限に活用します。

④ 為替ヘッジ対応が異なる、2つのコースから選択いただけます。

- Aコース（為替ヘッジなし）の実質外貨建て資産については、為替ヘッジは行いません。
- Bコース（為替ヘッジあり）の実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

※上記①～③については、ファンドが実質的に投資する投資信託証券（投資対象ファンド）の内容を含みます。

運用プロセス

- マルチアセット運用チームがインカムアセットの資産配分の決定とポートフォリオ全体のリスク管理を行います。
- 株式、債券の銘柄選択にあたっては、株式運用チームと債券運用チームが担当します。
- マルチアセット運用チーム、債券運用チーム、株式運用チームは、ESGを含む様々な要素を加味、分析し、マルチアセット運用チームがサステナビリティ基準を満たしたポートフォリオを構築します。

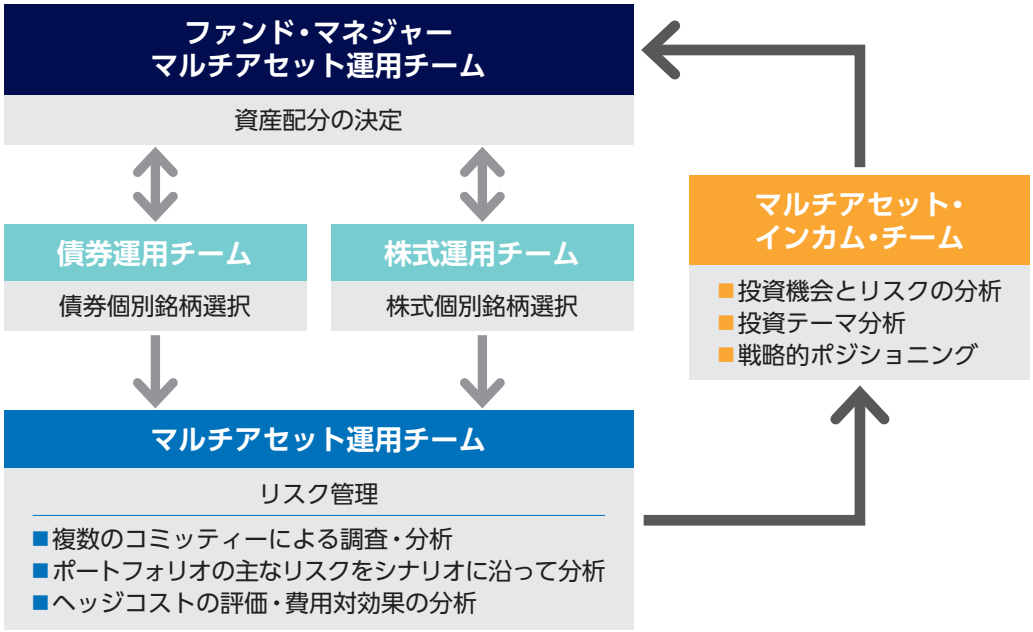

※上記はシュローダー・インカムアセット・アロケーション・マザーファンド（以下「マザーファンド」）が投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド　グローバル・マルチ・アセット・インカム　クラスJ投資証券」にかかるシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

※上記の運用プロセスは、予告なく変更することがあります。

ファンドの仕組み

■ ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。

■ また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

マザーファンドが投資する投資信託証券（投資対象ファンド）は以下となります。

■ 投資比率が高位に保たれる投資信託証券（主要投資対象ファンド）
主として世界の株式、債券、代替資産*等の様々な資産クラスに分散投資する投資信託証券
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド** グローバル・マルチ・アセット・インカム クラス J 投資証券」

■ 投資比率が低位に保たれる投資信託証券***
主として短期固定利付債券に投資する投資信託証券
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド** ドル・リクイディティ クラス I 投資証券」

＊代替資産とは不動産、インフラ、商品、ヘッジファンドなどの資産を指します。
＊＊「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド」を以下「SISF」という場合があります。
＊＊＊シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス I 投資証券に投資する場合もあります。
実際の運用状況から、当該投資対象ファンドは上記には記載しておりません。

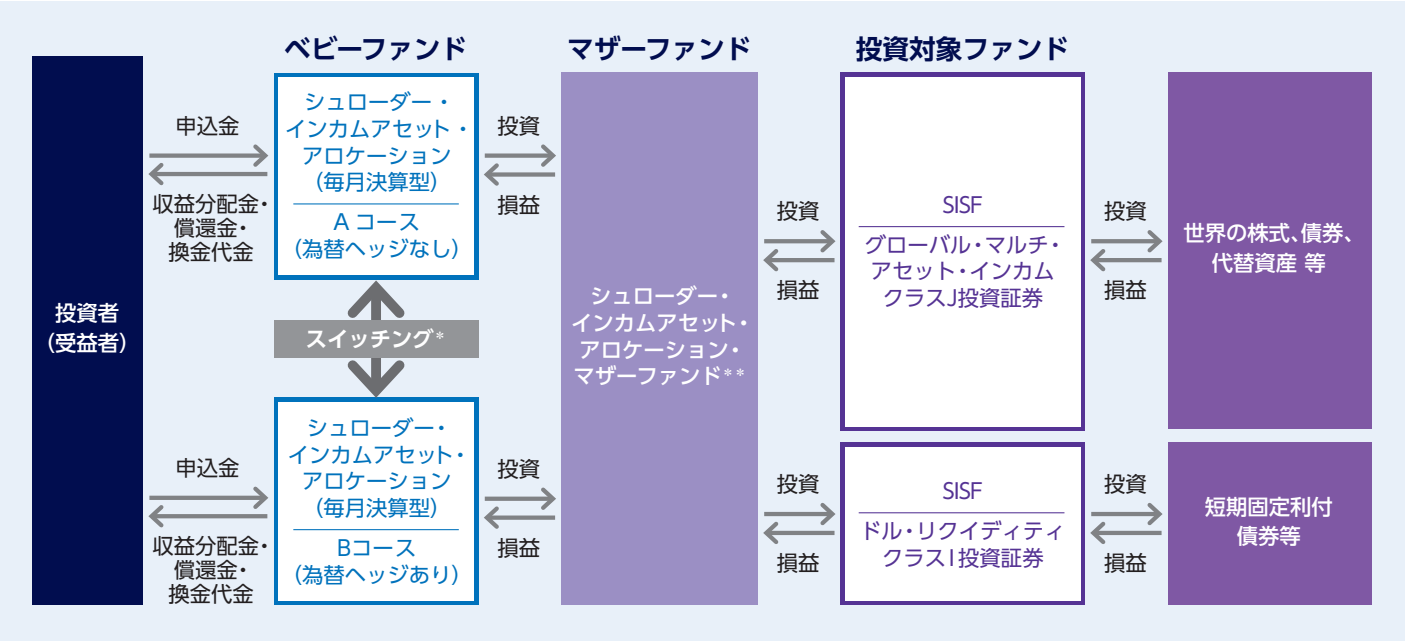

＊スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
＊＊シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス I 投資証券に投資する場合もあります。
実際の運用状況から、当該投資対象ファンドは上記には記載しておりません。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

※本書において「直接投資」とは、マザーファンドが投資対象ファンドを介さずに行う投資をいいます。
また「実質投資割合」とは、マザーファンドにおける投資割合をいいます。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- 投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行いません。
- 一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の実質投資割合は、信託財産の純資産総額に対して、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。
- デリバティブの直接利用は行いません。

分配方針

原則毎月3日の決算時（休業日の場合は翌営業日）に、収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- 収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市況動向等を勘案し委託会社が決定します。
  なお、分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配	分配

※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

資金動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

収益分配金に関する留意事項

■分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ

■分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

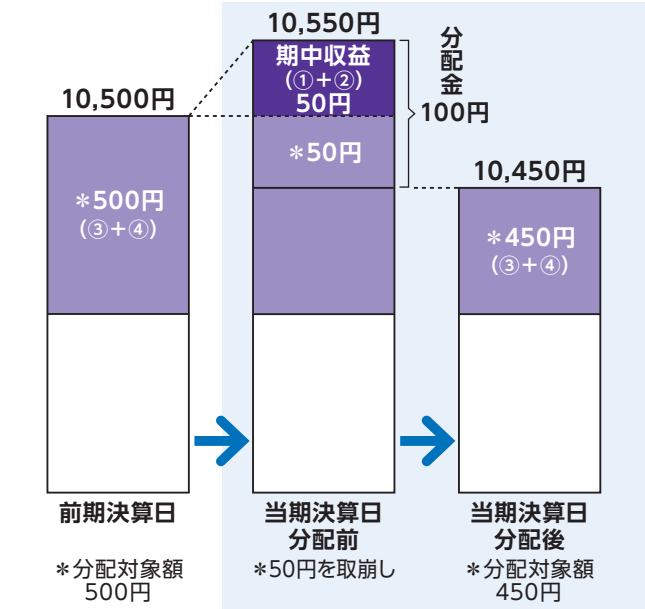

前期決算日から基準価額が下落した場合

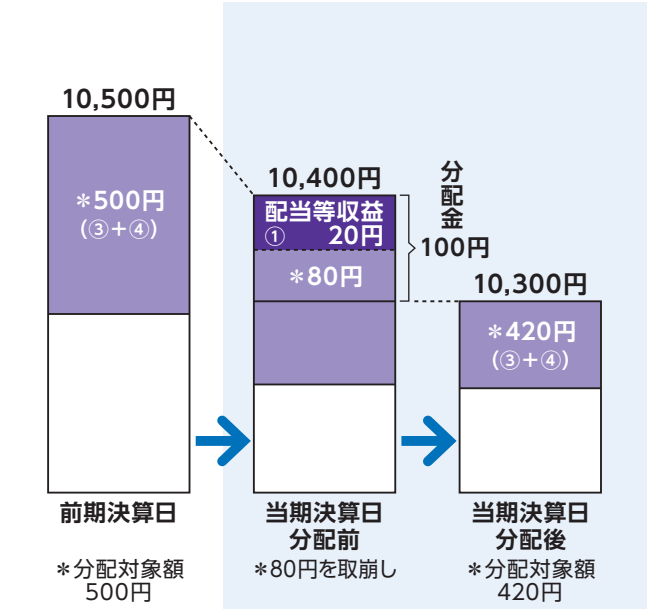

※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金といいます。
収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

■投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

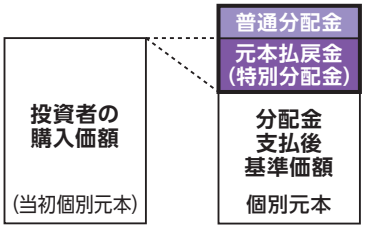

※元本払戻金（特別分配金）は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金（特別分配金）部分は**非課税扱い**となります。

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合

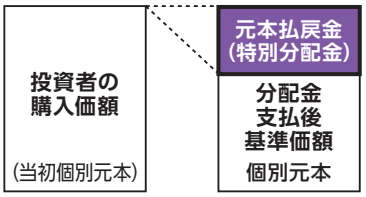

普通分配金：個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

※普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

基準価額の変動要因

■ ファンドは組入有価証券等の価格下落、発行体の倒産および財務状況の悪化、為替変動等の影響により、ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドは預貯金と異なります。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

■ 分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われるとその金額相当分、基準価額は下がります。また、必ず支払われるものではなく、金額も確定しているものではありません。

組入株式の価格変動リスク、信用リスク	ファンドが実質的に投資を行う株式の価格は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映し、下落することがあります。また、株式の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合もあります。それらにより組入株式の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。
組入公社債の金利変動リスク、信用リスク	ファンドが実質的に投資を行う公社債の価格は、一般に金利が上昇した場合には下落します。また、発行体が債務不履行に陥った場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。それらにより組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。
為替変動リスク	Aコース（為替ヘッジなし） ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割り込むことがあります。 Bコース（為替ヘッジあり） ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産については、為替変動リスク低減のために米ドルと対円での為替ヘッジを行います。この場合、為替ヘッジに伴うコストが発生し、基準価額が変動する要因となります。なお、為替ヘッジを行う際には、通常、ヘッジ対象通貨と日本の金利差相当分程度の為替ヘッジコストがかかります。また、米ドル以外の通貨の資産にも投資を行いますので、米ドルと米ドル以外の投資通貨との間の為替変動の影響を受けます。したがいまして、当該為替ヘッジを行った場合においても、為替変動の影響を完全に排除できるものではありません。
デリバティブ取引のリスク	ファンドが実質的に投資を行う外貨建て資産においてはデリバティブ（先物、オプション、スワップ等の金融派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などの影響を受け、デリバティブが参照する原資産（証券、金利、通貨、指数等）の価格変動に伴い変動しますが、原資産の価格変動と比べてより大きく価格変動・下落することがあります。また、取引先リスク（取引相手の倒産などにより取引が実行されないこと）により損失を被る可能性があります。デリバティブの価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

ハイ・イールド債券への投資リスク	相対的に信用格付が低いハイ・イールド債券への投資は、信用リスク、流動性リスク等のリスクが相対的に高くなります。これらのリスク要因により債券価格が短期間に大きく下落することがあり、これが基準価額の下落要因となり、投資元本を割り込むことがあります。また、投資時点で投資適格債であっても、債券の発行体の財務状況が悪化した場合、またはその可能性が予想される場合には、格付機関により発行体およびその債務に対する信用格付が引き下げられ、ハイ・イールド債券（非投資適格債）になる可能性があります。
流動性に関するリスク	証券やその他の投資対象商品を売買する際、その市場規模や取引量が小さい場合は、流動性が低下し、本来想定される投資価値とは乖離した価格水準による取引が行われたり、価格の変動性が大きくなる傾向があると考えられます。また、政治・経済情勢の急変時等においては、流動性が極端に低下し、より一層、価格変動が大きくなることも想定されます。このように流動性が低下した場合には、基準価額が下落する要因となり投資元本を割り込むことがあります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

■ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

[流動性リスクに関する留意事項]

ファンドに大量の解約申込みがあり短期間で解約資金を準備する場合や取引市場において市場環境が急変した場合等には、組入資産の流動性が低下して市場実勢から想定される価格水準から乖離した取引となったり、取引量が限られる場合があります。このような場合には基準価額が下落したり、換金申込みの受付けを中止することや換金代金のお支払いが遅延する場合があります。

[繰上償還に関する留意事項]

主要投資対象ファンドが存続しないこととなる場合には、ファンドを繰上償還させることがあります。

[ファミリーファンド方式に関する留意事項]

投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの設定・解約等に伴なう組入有価証券等の売買が行われた場合等には、組入有価証券等の価格変化や売買手数料の負担等により、ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。

[現金等の組入に関する留意事項]

市場動向等によっては、短期金融資産や現金の実質的な組入比率が高まり、その他の投資対象資産の実質的な組入比率が低下する場合があります。

リスクの管理体制

■ 運用部門におけるリサーチや投資判断において、運用リスクの管理に重点を置くプロセスを導入しています。さらに、これら運用プロセスから独立した部門が、運用制限・ガイドラインの遵守状況を含めたファンドの運用状況について随時モニタリングを行い、運用部門に対する牽制が機能する仕組みとしており、これらの体制によりファンド運用に関するリスクを管理しています。

■ 流動性リスク管理方針を定めて運用部門から独立したリスク管理部署が、ファンド組入資産の流動性リスクを随時モニタリングするとともに、緊急事態発生時の対応策を規定し、検証を行います。リスク委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督しています。

参考情報

Aコース（為替ヘッジなし）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年7月末～2024年6月末

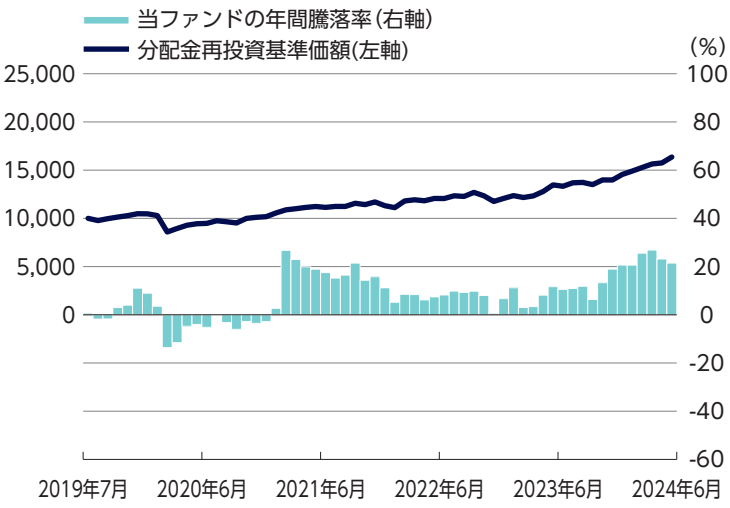

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年7月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年7月末～2024年6月末

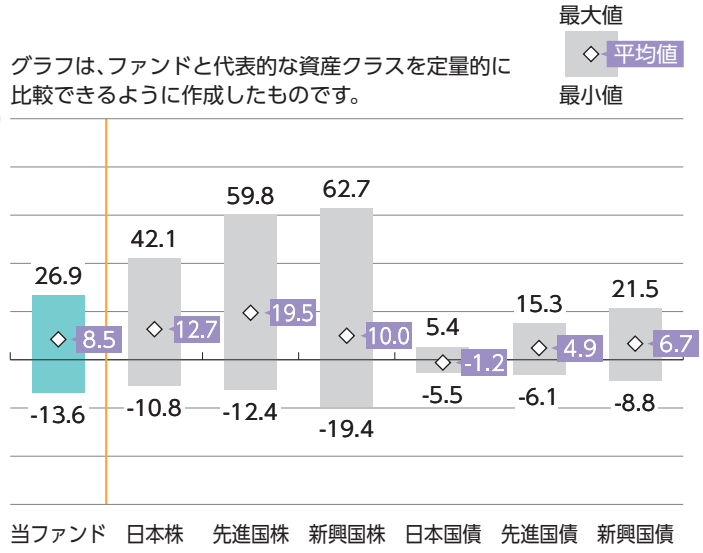

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

Bコース（為替ヘッジあり）

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

2019年7月末～2024年6月末

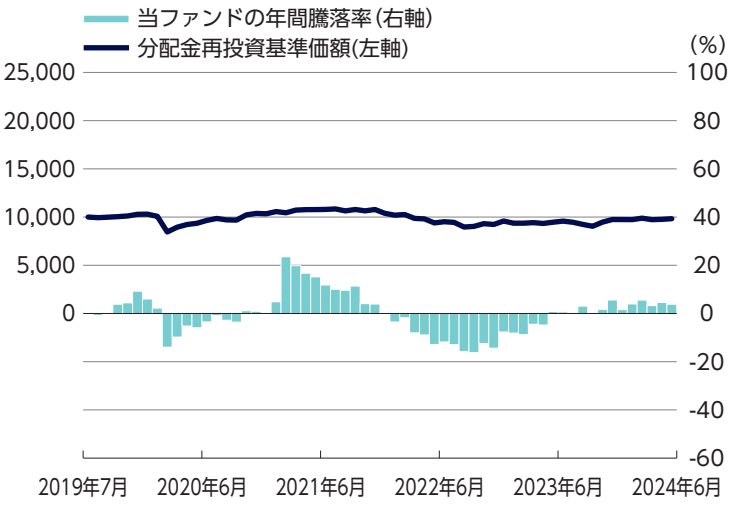

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年7月末を10,000として指数化しております。
※年間騰落率は、2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

2019年7月末～2024年6月末

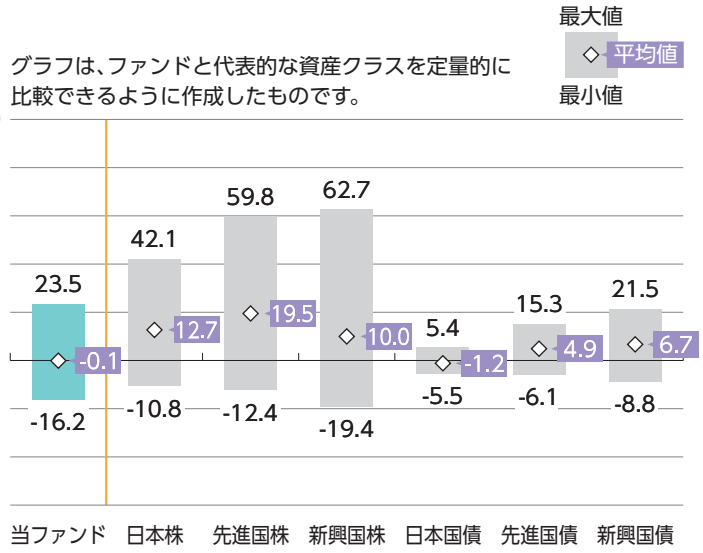

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※2019年7月から2024年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
※決算日に対応した数値とは異なります。
※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

参考情報

各資産クラスの指数
日 本 株 ・・・ 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
先進国株 ・・・ MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
新興国株 ・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
日本国債 ・・・ NOMURA-BPI国債
先進国債 ・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
新興国債 ・・・ JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。

MSCIは、本資料に含まれるいかなるMSCIのデータについても、明示的・黙示的に保証せず、またいかなる責任も負いません。MSCIのデータを、他の指数やいかなる有価証券、金融商品の根拠として使用する、あるいは再配布することは禁じられています。本資料はMSCIにより作成、審査、承認されたものではありません。いかなるMSCIのデータも、投資助言や投資に関する意思決定を行うこと(又は行わないこと)の推奨の根拠として提供されるものではなく、また、そのようなものとして依拠されるべきものでもありません。

NOMURA-BPI国債
NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

運用実績

2024年6月末現在

基準価額・純資産の推移

■設定来の基準価額および純資産総額の推移

Aコース（為替ヘッジなし）

基準価額	8,377円
純資産総額	2,727百万円

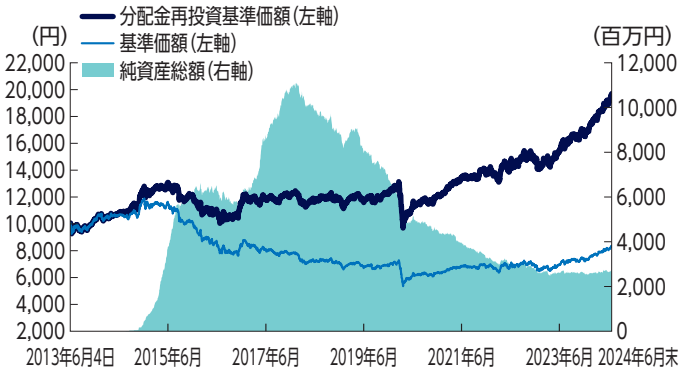

Bコース（為替ヘッジあり）

基準価額	5,605円
純資産総額	78百万円

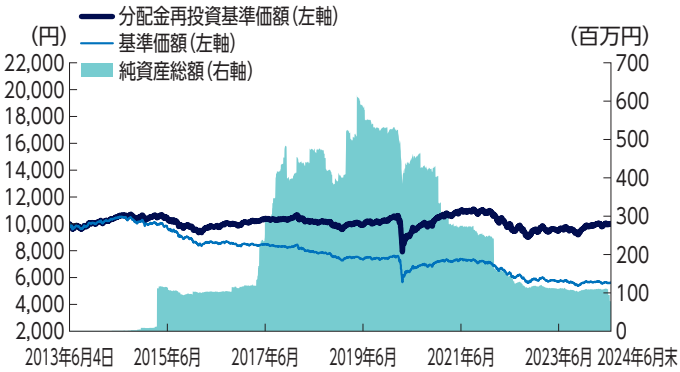

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の価額です。
※設定日：2013年6月4日

分配の推移

■分配金（1万口当たり、税引前）

決算期	2024年2月	2024年3月	2024年4月	2024年5月	2024年6月	直近1年間累計	設定来累計
Aコース	35円	35円	35円	35円	35円	420円	7,010円
Bコース	30円	30円	30円	30円	30円	360円	4,430円

主要な資産の状況

■資産構成比率

順位	銘柄	種類	投資比率（%）
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドグローバル・マルチ・アセット・インカム　クラスJ投資証券	投資証券	97.62
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドドル・リクイディティ　クラスI投資証券	投資証券	0.00

※投資比率はマザーファンドにおける純資産比です。
※資産別比率はマザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンドグローバル・マルチ・アセット・インカム クラスJ投資証券」の組入状況です。

■資産別比率

資産名称	投資比率（%）
高配当株式	37.2
ハイイールド債券	31.1
投資適格債券	14.8
米ドル建て新興国債券	0.0
現地通貨建て新興国債券	9.0
先進国国債	0.0
転換社債	0.0
優先証券	0.0
その他インカムアセット	7.1
キャッシュ等	0.7

※「キャッシュ等」は、純資産総額から株式・債券・その他インカムアセットのネット（ヘッジ考慮後）のポジションを差し引いたものです。

年間収益率の推移

Aコース（為替ヘッジなし）

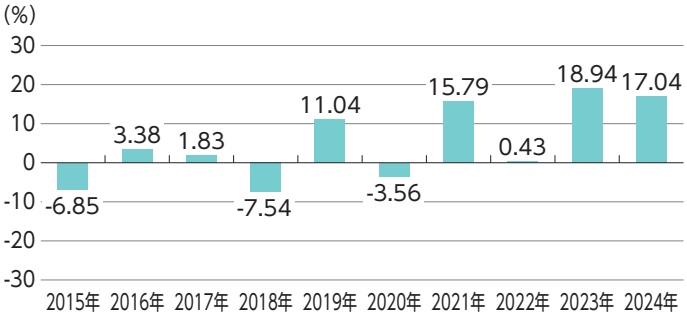

Bコース（為替ヘッジあり）

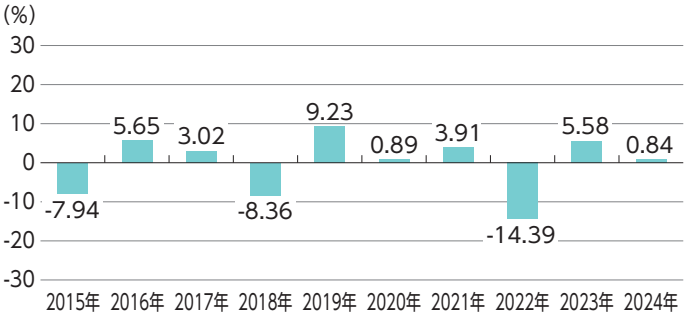

※ファンドにベンチマークはありません。
※2024年は1月から6月末までの騰落率です。
※ファンドの騰落率は分配金再投資基準価額の騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額。基準価額は1万口当たりとします。
購入代金	原則として購入申込日から起算して6営業日目までにお支払いください。 (ただし販売会社により上記期日以前にお支払いいただく場合があります。)
換金単位	販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	原則として換金申込日から起算して6営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として午後3時までに販売会社所定の事務手続きが完了した分とします。 ※申込締切時間は2024年11月5日より原則として午後3時30分までとなる予定です。なお、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2024年9月4日から2025年3月3日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	申込日当日が次のいずれかの場合には、購入・換金の申込みは受付けません。 ■国内の休業日■ロンドン証券取引所の休業日■ニューヨーク証券取引所の休業日 ■ルクセンブルク証券取引所の休業日 ■ロンドンの銀行の休業日■ニューヨークの銀行の休業日■ルクセンブルクの銀行の休業日 また、投資対象ファンドの管理会社が指定する日に基づき、ファンドの効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合には、購入・換金の申込みは受付けません。
換金制限	大口解約は、解約金額および受付時間に制限を設けさせていただく場合があります。 別途、投資対象ファンドの解約制限の影響を受ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情*が生じた場合には、ファンドの購入・換金の各申込みの受付けを中止すること、あるいは、すでに受付けた各申込みの受付けを取り消すことがあります。 ＊投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等
信託期間	2033年6月3日まで(2013年6月4日設定)
繰上償還	Aコース(為替ヘッジなし)、Bコース(為替ヘッジあり)それぞれ受益権口数が25億口を下回った場合等には繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎月3日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年12回、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 販売会社との契約によっては、再投資が可能です。 なお、分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	Aコース(為替ヘッジなし)、Bコース(為替ヘッジあり)の合計で1,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年6月および12月の決算時ならびに償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 ■公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ■配当控除、益金不算入制度の適用はありません。
スイッチング	同一決算型のAコース(為替ヘッジなし)、Bコース(為替ヘッジあり)間でスイッチングが可能です。スイッチングの際には、換金時と同様に、税金および販売会社が定める購入時手数料がかかる場合があります。 スイッチングの取扱いの有無や内容等は販売会社によって異なります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
基準価額の新聞掲載	基準価額は、計算日翌日付の日本経済新聞朝刊にAコース(為替ヘッジなし)は「グランツ月A」、Bコース(為替ヘッジあり)は「グランツ月B」として掲載されます。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に**3.30%(税抜3.00%)を上限**として販売会社が独自に定める率を乗じて得た額を購入時にご負担いただきます。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。
信託財産留保額	**ありません。**

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)

ファンドの日々の純資産総額に対して**年率1.43%(税抜1.30%)**。
運用管理費用(信託報酬)は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

配分(年率/税抜)		役務の内容
委託会社	0.50%	ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表 運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	0.75%	運用報告書等各種書類の交付 口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	0.05%	ファンドの財産保管・管理 委託会社からの指図の実行等
投資対象ファンド(投資運用会社)	ありません。	—
実質的な運用管理費用(信託報酬)	**年率1.43%(税抜1.30%)**	—

その他の費用・手数料

当ファンド	**法定書類の作成等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等** ファンドの純資産総額に対して**年率0.11%(税抜0.10%)を上限**とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上されることで、ファンドの基準価額に反映され、毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。
	組入有価証券の売買委託手数料、外貨建資産の保管等に関する費用等 ファンドからその都度支払われます。 ※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を示すことができません。
主要投資対象ファンド	**外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用および監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用等** ファンドの純資産総額に対して**年率0.07%程度(実績値)**を上記の費用・手数料の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。

※上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

税 金

税金は表に記載の時期に適用されます。
以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時　期	項　目	税　金
分配時	所得税、復興特別所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税、復興特別所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※法人の場合は上記とは異なります。
※外国税額控除の適用がある場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は、2024年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

参考情報

ファンドの総経費率

内訳	Aコース (為替ヘッジなし)	Bコース (為替ヘッジあり)	内容
総経費率(①+②)	1.60%	1.61%	
①運用管理費用の比率	1.42%	1.42%	ファンドの信託報酬
②その他費用の比率	0.18%	0.19%	ファンドのその他費用および投資対象ファンドにおける費用
ファンドのその他費用	0.11%	0.12%	ファンドの法定書類作成等に要する費用、監査費用等
投資対象ファンドの運用管理費用の比率	—	—	投資対象ファンドの運用管理費用
投資対象ファンドの運用管理費用以外の比率	0.07%	0.07%	外貨建資産の保管等に関する費用、弁護士費用、監査費用等(実績値)

※対象期間は2023年12月5日～2024年6月3日です。
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。)を対象期間の平均受益権口数に運用報告書作成期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた比率(年率)です。これらの値はかかる前提条件で算出した参考値であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※ファンドの費用と投資対象ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※投資対象ファンドの費用については、投資対象ファンドの管理会社が発行する年次報告書(アニュアル・レポート)の記載に基づきます。
なお、投資対象ファンドの運用管理費用(信託報酬)はファンドの運用管理費用(投信会社分)から支払われるため、別に収受しておりません。
※詳細および最新の状況につきましては、ファンドの直近の運用報告書にてご確認ください。

投資対象ファンドの概要

2024年6月末現在における投資対象ファンドの概要です。

※投資対象ファンドについては、今後の見直しにより、変更・追加・削除等を行う場合があります。
※今後、記載内容が変更となることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド グローバル・マルチ・アセット・インカム　クラスJ投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建て	
主な投資対象	世界の株式、債券、代替資産等	
運用の基本方針および主な投資制限	世界の様々な資産クラスへの分散投資を通じて、収益確保および中長期的な元本成長を目指します。 ※欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。 ■ファンドはアクティブ運用され、直接またはデリバティブを通じて間接的に株式および株式関連証券、固定利付債券、代替資産（不動産、インフラ、未公開株、商品、貴金属、ヘッジファンド）へ投資します。代替資産への投資は投資適格資産に限ります。 ■投資適格未満（S&P グローバル・レーティングによる格付あるいは他社同等格付）の固定利付債券および変動利付債券や無格付け債券への投資割合は資産の50%以下とします。 ■新興市場における固定利付債券および変動利付債券への投資割合は資産の50%超となる場合があります。 ■資産担保証券および不動産担保証券への投資割合は資産の20%以下とします。 ■規制市場（ボンドコネクトまたはCIBMダイレクトを介したCIBMを含む）を通じて中国本土に資産の最大15%まで投資することがあります。 ■収益の追求、運用資産の価格下落リスクの抑制および資産の効率的な運用のため、デリバティブ取引（トータル・リターン・スワップを含む）を買い建て、売り建て共に活用することがあります。 ■トータル・リターン・スワップや差金決済取引は、株式および株式関連証券、固定利付債券や変動利付債券もしくは商品先物指数の買い建て、売り建てに使われることがあり、原則として資産の20%に収まる範囲で活用し、最大でも資産の30%を超えることはありません。また、当該スワップの原資産はファンドの投資対象資産に限定します。 ■投資信託証券への投資割合は、資産の10%以下とします。 ■短期金融商品に投資し、現金を保有することがあります。 ■投資運用会社の評価方式に基づき、MSCI AC World Index（USD）の30%、Barclays Global Aggregate Corporate Bond Index（USD）の40%、Barclays Global High Yield excl CMBS & EMG 2% index（USD）の30%よりも総合して高いサステナビリティ・スコアを維持します。（投資プロセスは後掲「サステナビリティ基準」をご参照ください。） ■ファンドは投資運用会社のウェブページ （https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/fund-centre/） に掲げる「サステナビリティ関連開示」に記載される上限を超えて特定の活動、業界または発行体グループへの直接投資は行いません。	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.07%程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12月31日	
設定日	2013年5月22日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

※投資対象ファンドであるSISF グローバル・マルチ・アセット・インカム　クラスＪ投資証券（ファンド）は環境および社会的特性を参照して運用されます（欧州サステナブル投資開示規則8条：Article 8 SFDR）。この投資特性を有するファンドは、その結果として一部の企業、業界、セクターに対するエクスポージャーが限られる可能性があり、投資運用会社により選定されたサステナビリティ基準に合致しない一定の投資機会を見送ったり、特定の保有銘柄を処分する可能性があります。持続可能な投資の構成について投資者間で異なる見解を有する可能性があるため、ファンドは特定の投資者の信念および価値を反映しない企業にも投資する可能性があります。

サステナビリティ基準：

投資運用会社は、投資対象の選択にガバナンスおよびサステナビリティ基準を適用します。投資運用会社は、複数の独自ツールや第三者機関の評価サービスを活用して投資ユニバースを分析します。投資運用会社は、気候変動、環境パフォーマンス、労働基準、取締役会構成などを考慮して、ＥＳＧ要素（環境、社会的、ガバナンス）に対する様々な評価手法を用いて、個々の投資対象企業を分析します。投資運用会社は、総合的なＥＳＧスコアを考慮して、投資対象がファンドのポートフォリオに適切か否かを判断します。マルチアセットファンドの特徴として、投資運用会社はファンドの資産配分を決定する際に、様々な資産クラスに対して横断的にＥＳＧスコアを用いて評価します。投資運用会社は、1つもしくはそれ以上の環境的、社会的な目標に寄与し、他の環境的、社会的な目標に対して重大な悪影響を与えないと判断される投資対象を選択することがあります。分析に使用する情報源は、シュローダー独自のサステナビリティ分析ツールおよび第三者データと同様に対象企業が提供するサステナビリティ報告書その他の関連資料等を含みます。投資運用会社のサステナビリティの取り組み方および投資対象企業との関わり方の詳細はウェブページ（https://www.schroders.com/en-lu/lu/individual/what-we-do/sustainable-investing/our-sustainable-investment-policies-disclosures-voting-reports/）をご参照ください。

ファンドは、投資運用会社の評価方式に基づき、その投資ユニバースよりも総合して高いサスティナビリティ・スコアを維持します。投資運用会社は、以下の事項を確保します。

- ファンドのポートフォリオに含まれる、先進国に所在する大企業により発行された株式、投資適格の固定または変動利付債券および短期金融商品ならびに先進国により発行されたソブリン債の少なくとも90％が、サステナビリティ基準に適合していること
- ファンドのポートフォリオに含まれる、新興国に所在する大企業により発行された株式、中小企業により発行された株式、ハイイールド債の格付けを有する固定または変動利付債券および短期金融商品、ならびに新興国により発行されたソブリン債の少なくとも75％がサステナビリティ基準に適合していること

※上記プロセスにおける、小企業とは時価総額が50億ユーロ未満、中企業とは時価総額が50億ユーロから100億ユーロ、大企業とは時価総額が100億ユーロ超の企業をいいます。

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ　クラスＩ投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／米ドル建て	
主な投資対象	米ドル建ての短期金融資産	
運用の基本方針および主な投資制限	ファンドはアクティブ運用され、主として米ドル建ての短期金融資産（S&P グローバル・レーティングによる投資適格以上あるいは管理会社の内部格付調査において取得した他社同等格付以上）への投資を通じて、流動性の確保と元本の保全を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮にいれる）、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて年次で調整され残存期間が2年以内であるものを前提とします。 ※元本の保全と流動性の確保を保証するものではありません。 ※欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。 ■為替変動リスクおよび金利変動リスクのヘッジのため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ■現金を保有し、金融機関へ預金することがあります。	
ベンチマーク	ターゲット・ベンチマークはありません。	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.05％程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12月31日	
設定日	2002年7月4日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク
	保管会社	J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

ファンド名	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ　クラスＩ投資証券	
形態	ルクセンブルグ籍外国投資法人／ユーロ建て	
主な投資対象	ユーロ建ての短期金融資産	
運用の基本方針および主な投資制限	ファンドはアクティブ運用され、主としてユーロ建ての短期金融資産（S&P グローバル・レーティングによる投資適格以上あるいは管理会社の内部格付調査において取得した他社同等格付以上）への投資を通じて、流動性の確保と元本の保全を目指します。これらの証券は、取得時において、当初から又は残存期間が12ヶ月以内であること（付随する金融商品を考慮にいれる）、もしくは採用金利が少なくとも市況に応じて年次で調整され残存期間が2年以内であるものを前提とします。 ※元本の保全と流動性の確保を保証するものではありません。 ※欧州委員会が制定した指令（UCITS指令）に準拠して分散投資を行います。 ■為替変動リスクおよび金利変動リスクのヘッジのため、デリバティブ取引を活用することがあります。 ■現金を保有し、金融機関へ預金することがあります。	
ベンチマーク	ターゲット・ベンチマークはありません。	
投資運用報酬	ありません。	
管理報酬等	ファンドの純資産総額に対して年率0.02％程度（実績値）を管理報酬、保管報酬、弁護士費用、および監査費用等の精算にあてております。この料率は運用・管理状況等によって変動することがあります。	
決算日	12月31日	
設定日	2002年5月22日	
ファンドの関係法人	管理会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ヨーロッパ）エス・エイ
	投資運用会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド
	保管会社	J.P.モルガン・エスイー、ルクセンブルグ支店

※日々の純流出入額が投資対象ファンドの純資産総額の一定割合を超える場合、希薄化を回避するため、投資対象ファンドの基準価額の調整が行われる場合があります。

※上記の投資対象ファンドは、ルクセンブルグ籍の外国投資証券であり、その基準価額（純資産価額）は、現地の法令等に準拠して投資対象ファンドが採用する算出基準によって算出されますが、投資対象ファンドの管理会社の裁量により調整されることがあります。

シュローダー・グループ

- 1804年の創業以来、**200年**を超える歴史と実績を誇る、英国屈指の独立系資産運用グループです。
- 英国ロンドンを本拠地とし、グローバルで幅広い資産運用サービスを展開しています。
- 運用資産総額は約**135兆円**＊（7,506億英ポンド）に上ります。
- **1870年**（明治3年）、日本政府が初めて発行した国債の主幹事として、日本初の鉄道敷設（新橋駅ー横浜駅間）の資金調達に貢献しました。
- **1974年**、東京に事務所を開設。年金基金、機関投資家、個人投資家向けに、資産運用サービスを提供しています。

2023年12月末現在。＊1英ポンド＝179.72円換算。

Schroders
シュローダー・インベストメント・マネジメント

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサル
デザインフォントを採用しています。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客様がお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱い店にご確認ください。

お申込手数料	現在、当社では販売を行っておりません。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	各ファンドの交付目論見書をご確認ください。

取扱いコース	取扱いコースは、銘柄により異なります。お取扱い店にご確認ください。 分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱い店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	現在、当社では販売を行っておりません。
ご換金単位	分配金受取りコース：1 万口単位 分配金再投資コース：1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90％の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	交付目論見書に記載の各ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面（投資信託）

当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客様にお渡しいたします。	
会社の概要 （2023 年 9 月末現在）	商号等	SMBC日興証券株式会社
	登録番号	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 2251 号
	本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	資本金	1, 350 億円
	主な事業	金融商品取引業
	設立年月	2009 年 6 月
	連絡先	＜お問い合わせ全般はこちら＞ 0570-007-250（平日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く） ＜口座開設のお問い合わせはこちら＞ 0120-860-250（平日 9:00～18:00/土曜 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く）

お申込みは

SMBC日興証券

（2023.10）